

# 島根県立学校における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する

## 対応要領

### (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の

解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条

第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関す

る基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事

項に関し、県立学校に属する教職員（非常勤教職員を含む。以下「教職員」

という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行

うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい

を含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、

障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に

相当な制限を受ける状態にあるもの。（幼児、児童及び生徒を含む。）以下

同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利

利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事

こう りゆうい  
項に留意するものとする。

こうり てきはいりよ ていきょう  
(合理的配慮の提供)

だい じょう きょうしよくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ む また じ ぎょう おこな  
第3条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行

うにあ しょう しゃ げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね い  
うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意

し ひょうめい ば あい じっし ともな ふ たん か じゅう  
思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょう しゃ けんり り えき しんがい どうがいしょう しゃ せいべつ  
障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、

ねんれいおよ しょう じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう  
年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要か

こうり てき はいりよ い か こうり てきはいりよ ていきょう  
つ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

これにあ きょうしよくいん べっし さだ りゆうい じ こう りゆうい  
これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

こうちょう せきむ  
(校長の責務)

だい じょう こうちょう ぜん じょう かけ じ こう かん しょう り ゆう さ べつ かいしょう  
第4条 校長は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消

すいしん つぎ かくごう かけ じ こう じっし  
を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) にちじょう しつむ つう じ どうなど しょう り ゆう さ べつ かいしょう  
日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に

かん かんたく きょうしよくいん ちゅうい かんき しょう り ゆう さ べつ かいしょう  
関し、監督する教職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消

かん にんしき ふか  
に関する認識を深めさせること。

(2) しょう しゃなど ふ どう さ べつてきとりあつか こうり てきはいりよ ふ ていきょう たい そう  
障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相

だん く じょう もう で など ば あい じんそく じょうきょう かくにん  
談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的

配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 校長は、障がい者を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速か

つ適切に対処しなければならない。

#### (相談体制の整備)

第5条 教職員による障がい者を理由とする差別に関する障がい者及びその

家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を教育

庁特別支援教育課に置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケ

ーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮し

つつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

#### (研修・啓発)

第6条 障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、相談窓口

よ 寄せられた相談事例等の蓄積も踏まえ、教職員に対し、必要な研修・啓発を

おこな  
行 うものとする。

2 新たに教職員となった者に対しては、障がい理由とする差別の解消に

かん 基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となっ

た教職員に対しては、障がい理由とする差別の解消等に関し求められる

やくわり 役割について理解させるために、それぞれ研修を実施する。

3 教職員は、障がいの特性や必要な配慮に関する理解を深めるよう努める

ものとする。

#### ふ のり 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 別紙

しまね けんりつがっこう しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
島根県立学校における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりよう かか りゆうい じ こう  
対応要領に係る留意事項

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょう しゃ たい せいとう りゆう しょう りゆう さい  
法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サ  
ービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを  
せいげん しょう しゃ もの たい ふ じょうけん つ  
制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによ  
り、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、しょう しゃ じ じつじょう びょうなど そくしん また たっせい ひつよう とくべつ  
障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別  
そち ふとう さべつてきとりあつか  
の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、しょう しゃ しょう しゃ  
もの くら ゆうぐう とりあつか  
ない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定され  
しょう しゃ たい ごうり てきはいりよ ていきょう しょう しゃ もの こと とり  
た障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取  
あつか ごうり てきはいりよ ていきょうなど ひつよう はんい はいりよ  
扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮し  
しょう しゃ しょう じょうきょうなど かくにん ふとう さべつてきとりあつか  
つつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには  
あ  
当たらない。

このように、ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょう しゃ もんだい  
不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題  
じむ また じぎょう ほんしつてき かんけい しょうじ じょう おな しょう しゃ  
となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でな

もの ふり あつか てん りゆうい ひつよう  
い者より不利に扱 うことである点に留意する必要がある。

## だい せいとう りゆう ほんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょう しゃ たい しょう りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・  
サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目  
的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合  
である。正当な理由に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに正当な  
理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、  
障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止  
等）及び事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面  
や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

きょうしよくいん せいとう りゆう ほんだん ぼあい しょう しゃ りゆう せつ  
教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説  
明し、理解を得るよう努めるものとする。

## だい ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいれい い か だい  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2  
で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事  
案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例について  
は、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあ

くまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないこと

に留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入舎、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりにとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

(不当な差別的取扱いに当たらない具体例)

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者で

ある利用者に障がい<sup>り ようしゃ しょう</sup>の状況<sup>じょうきょうなど</sup>等<sup>かくにん</sup>を確認すること。

- 障がい<sup>しょう</sup>のある幼児<sup>ようじ</sup>、児童<sup>じ どうおよ</sup>及び生徒<sup>せいと</sup>のため、通級<sup>つうきゅう</sup>による指導<sup>し どう</sup>を実施<sup>じっし</sup>する場合<sup>ば あい</sup>において、また特別<sup>とくべつ</sup>支援<sup>えんがっこう</sup>学校<sup>えんがっこう</sup>において、特別<sup>とくべつ</sup>の教育<sup>きょういく</sup>課程<sup>か てい</sup>を編成<sup>へんせい</sup>すること。

#### 第4 合理的<sup>ごうり てきはいりよ</sup>配慮<sup>きほんてき</sup>の基本的<sup>かんが</sup>な考<sup>かた</sup>え方

##### 1 障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者の権利<sup>けんり</sup>に関する条<sup>かん</sup>約<sup>じょうやく</sup>（以下「権利<sup>けんり</sup>条<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>」という。）第2条<sup>だいいじょう</sup>におい

て、「合理的<sup>ごうり てきはいりよ</sup>配慮<sup>きほんてき</sup>」は、「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者が他<sup>ほか</sup>の者<sup>もの</sup>との平<sup>びょうどう</sup>等<sup>きそ</sup>を基礎<sup>すべ</sup>として全<sup>ぜん</sup>ての人<sup>じん</sup>権<sup>けん</sup>

およ<sup>およ</sup>及び基<sup>き</sup>本<sup>ほん</sup>的<sup>てき</sup>自<sup>じ</sup>由<sup>ゆう</sup>を享<sup>きょう</sup>有<sup>ゆう</sup>し、又<sup>また</sup>は行<sup>こう</sup>使<sup>し</sup>すこと<sup>こと</sup>を確<sup>かく</sup>保<sup>ほ</sup>するた<sup>た</sup>め<sup>め</sup>の必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>か<sup>か</sup>つ適<sup>てき</sup>当<sup>とう</sup>

な変<sup>へん</sup>更<sup>こう</sup>及<sup>およ</sup>び調<sup>ちよう</sup>整<sup>せい</sup>であ<sup>あ</sup>つて、特<sup>とく</sup>定<sup>てい</sup>の場<sup>ば</sup>合<sup>あい</sup>におい<sup>い</sup>て必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>とさ<sup>さ</sup>れるも<sup>も</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>り、か

つ、均<sup>きん</sup>衡<sup>こう</sup>を失<sup>しつ</sup>した又<sup>また</sup>は過<sup>か</sup>度<sup>ど</sup>の負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>を課<sup>か</sup>さ<sup>さ</sup>ないも<sup>も</sup>の<sup>の</sup>」と定<sup>てい</sup>義<sup>ぎ</sup>され<sup>ら</sup>れて<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る。

法<sup>ほう</sup>は、権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>条<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>にお<sup>お</sup>ける合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>の定<sup>てい</sup>義<sup>ぎ</sup>を踏<sup>ふ</sup>ま<sup>ま</sup>え、行<sup>ぎょう</sup>政<sup>せい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>くわん</sup>等<sup>たう</sup>に<sup>に</sup>対<sup>たい</sup>し、

そ<sup>そ</sup>の事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>又<sup>また</sup>は事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>を行<sup>おこな</sup>うに<sup>に</sup>当<sup>あ</sup>た<sup>た</sup>り、個<sup>こ</sup>々<sup>ご</sup>の場<sup>ば</sup>面<sup>めん</sup>におい<sup>い</sup>て、障<sup>しょう</sup>が<sup>が</sup>い者<sup>しゃ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>現<sup>げん</sup>

社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>げき</sup>の除<sup>じょ</sup>去<sup>きょ</sup>を<sup>を</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>と<sup>と</sup>して<sup>して</sup>い<sup>い</sup>る旨<sup>むね</sup>の意<sup>い</sup>思<sup>し</sup>の表<sup>ひょう</sup>明<sup>めい</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>場<sup>ば</sup>合<sup>あい</sup>におい<sup>い</sup>

て、そ<sup>そ</sup>の<sup>じ</sup>実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>に<sup>に</sup>伴<sup>とも</sup>な<sup>な</sup>う<sup>う</sup>負<sup>ふ</sup>担<sup>たん</sup>が<sup>か</sup>過<sup>じゆう</sup>重<sup>じゆう</sup>で<sup>で</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>と<sup>と</sup>き<sup>き</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>が</sup>い者<sup>しゃ</sup>の<sup>り</sup>権<sup>けん</sup>利<sup>り</sup>益<sup>えき</sup>を<sup>しん</sup>侵<sup>がい</sup>害<sup>がい</sup>す

る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>な<sup>な</sup>ら<sup>ら</sup>ない<sup>い</sup>よ<sup>う</sup>、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>げき</sup>の<sup>じ</sup>除<sup>じょ</sup>去<sup>きょ</sup>の<sup>じ</sup>実<sup>じつ</sup>施<sup>し</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>い<sup>い</sup>て、合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>を行<sup>おこな</sup>

う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>を<sup>も</sup>求<sup>もと</sup>め<sup>め</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る。合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>が</sup>い者<sup>しゃ</sup>が<sup>う</sup>受<sup>せい</sup>け<sup>げん</sup>る<sup>る</sup>制<sup>し</sup>限<sup>げん</sup>は、障<sup>しょう</sup>が<sup>が</sup>い<sup>の</sup>

み<sup>き</sup>に<sup>いん</sup>起<sup>き</sup>因<sup>いん</sup>す<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>な<sup>な</sup>く、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>にお<sup>お</sup>ける<sup>さ</sup>様<sup>ざ</sup>々<sup>ま</sup>な<sup>ま</sup>障<sup>しょう</sup>壁<sup>げき</sup>と<sup>しやう</sup>相<sup>しょう</sup>対<sup>たい</sup>す<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>に<sup>よ</sup>つ

て<sup>しやう</sup>生<sup>せい</sup>ず<sup>る</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>と<sup>と</sup>の<sup>い</sup>わ<sup>わ</sup>ゆる<sup>る</sup>「社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>モ<sup>モ</sup>デ<sup>デ</sup>ル<sup>ル</sup>」の<sup>かん</sup>考<sup>か</sup>え<sup>え</sup>方<sup>かた</sup>を<sup>ふ</sup>踏<sup>ふ</sup>ま<sup>ま</sup>え<sup>え</sup>た<sup>た</sup>も<sup>も</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>り、

障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場

面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な

取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる

範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との

比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事

業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場

面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方

法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、

代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要か

つ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮

の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮す

るものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者

との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後

述する環境の整備を行うことにより、中・長期的なコストの削減・効率化

につながる点があることも考慮しておく必要がある。

### 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す

る配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点

字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による

意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段

（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい（発

達障がいを含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の

家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本

人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理

人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障が

い者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の

趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するた

めに建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。

### 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバ

リアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境

の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供 する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供 される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供 について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重 な負担の基本的な考え方

過重 な負担については、具体的な検討をせずに過重 な負担を拡大解釈 するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮 し、具体的場面や状況 に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、過重 な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明 し、理解を得るよう努めるものとする。

- 事務又は事業 への影響 の程度（事務又は事業 の目的、内容、機能を損なうか否か）

○ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○ 費用・負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多

様かつ個別性の高いものであることから、障がい者との意思疎通を図りながら

行う必要がある。

なお、具体例としては、次のようなものがあるが、第5で示した過重な負担

が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であ

り、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

○ 学校等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障がい者に

対し、災害時に教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視

覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

○ 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等

の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。

○ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書

やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障がい者に事情を説明し、近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。

- 移動に困難のある幼児、児童及び生徒のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。

- 聴覚過敏の幼児、児童及び生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な幼児、児童及び生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

(合理的配慮に当たり得る人的支援の配慮の具体例)

- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左右・前後・距離等)について、障がい者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 学校等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障がいに関し配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障がいのある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。

○ 知的障がい、発達障がい、言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

○ 比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

○ 学校等において、事務手続の際に、教職員や保護者等が必要書類の代筆を行うこと。

○ 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意すること。

○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。

○ 学校等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。

- スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障がい者を早めに  
入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障がい者の希望に応じて、決  
められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を  
踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機  
能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する幼児、児童及び生  
徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大した  
ものやテキストデータを事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・  
音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な幼児、児童及び生徒等に  
対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能  
に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運  
動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したり  
すること。
- 日常的に医療的ケアを要する幼児、児童及び生徒等に対し、本人が対応可

能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに

留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を

図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をして  
ないようにすること。

- 慢性的な病気等のために他の幼児、児童及び生徒等と同じように運動がで

きない幼児、児童及び生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動

を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をする

ことなく、参加するための工夫をすること。

- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行う

など、学習機会を確保する方法を工夫すること。

- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレッ

ト端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習

評価を行ったりすること。

- 発達障がい等のため、人前での発表が困難な幼児、児童及び生徒等に対

し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を

行ったりすること。

- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある幼児、児童及び

生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時に

は、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある幼児、児童及び生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

- 理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができない生徒等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりすること。

参考：障がいごとの特性と必要な配慮の例

「障がいを知り、共に生きる」（あいサポーター研修テキスト）参照

## 【視覚障がい】

(特性)

何らかの原因により視機能に障がいがあることにより、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。

(配慮の例)

白杖使用者を見かけたとき、困っているように見えたら声をかけましょう。また、声をかけるときは、できるだけ前方から話しかけましょう。

「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語や、「赤い看板」など視覚情報を表す言葉を使わず、「30センチ右」「時計で3時方向」など具体的に説明しましょう。

## 【聴覚・言語障がい】

(特性)

聴覚障がいには、音などが全く聞こえない場合や聞こえにくい場合があります。また先天性のものと事故や病気で途中から聞こえなくなる中途失聴があります。

げんごしょう ことば りかい てきせつ ひょうげん こんなん ぼあい しつごしょう げんごはったつ  
言語障がいには、言葉の理解や適切な表現が困難な場合（失語症、言語発達

しょう ことば りかい ししょう ほっせい こんなん ぼあい きつおんしょう  
障がいなど）と、言葉の理解には支障がなく発声だけが困難な場合（吃音症、

こうおんしょう げんごはっせいきのうそうしつ  
構音障がい、言語発声機能喪失など）があります。

はいりょ れい  
(配慮の例)

かいわ ほうほう てきせつ はなし つた ぼあい  
会話の方法が適切でないと話を伝えることができない場合があるので、その

かた かいわ ほうほう ひつだん こうわ しゅわ だいようほっせい かくにん なんちよう  
方の会話方法（筆談、口話、手話、代用発声など）を確認しましょう。難聴や

ちゅうと しつちよう かた ようやくひっき のぞ れんらくしゅだん  
中途失聴の方には、要約筆記が望まれます。また、連絡手段として、ファク

でんし かつよう ひつよう  
シミリや電子メールの活用も必要です。

つた ぼあい つか どりよく  
伝わりにくい場合があっても、あきらめず、伝える努力をしましょう。

き と ぼあい わ ないよう かくにん  
聞き取りにくい場合があっても、分かったふりをせず、きちんと内容を確認し  
ましょう。

## 【もうろう】

とくせい  
(特性)

し かく ちょうかく りょうほう しょう もうろう  
視覚と聴覚の両方に障がいがあることを「もうろう」といいます。

まった み まった き じょうたい ぜんもう まった み すこ き  
全く見えず全く聞こえない状態の「全盲ろう」、全く見えず少し聞こえる

じょうたい もうなんちよう すこ み まった き じょうたい じゃくし すこ み  
状態の「盲難聴」、少し見えて全く聞こえない状態の「弱視ろう」、少し見

すこ き じょうたい じゃくし なんちよう おお わ  
えて少し聞こえる状態の「弱視難聴」という、大きく分けて4つのタイプが  
あります。

はいりよ れい  
(配慮の例)

かぞくまわりのしえんしゃが、てのひらにもじかを書いたり、しょくしゅわゆびてんじなど、それぞれにあったコミュニケーション方法をうだりよくとくふうを生み出す努力と工夫をしています。

はなしかけるとときには、かたにそつとてふをふれてはなしかけましょう。いろいろしこうしてそのひとにあったコミュニケーション方法をみつけましょう。

### 【し たいふ じ ゆう 肢体不自由】

とくせい  
(特性)

じこなどによるてあしそんしょうあるいはこしくびのうけつかなどそんしょうう事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管等に損傷を受けたり、せんてんせいしっかんじょうしかしけつそんなどいちじょうどうき先天性の疾患などによって上肢・下肢にあるマヒや欠損等により、日常の動作やしせいいじふじゆうや姿勢の維持が不自由になります。

びょうきじこのうそんしょううばあいことばふじゆうきおくりよくていか病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などともな等を伴うこともあります。

はいりよ れい  
(配慮の例)

こま困っていそうなときは、さりげなくこえをかけ、どんなてだすひつようたず手助けが必要か尋ねましょう。のぞまれるほうほうたいおうたいせつ方法で対応することが大切です。

## 【内部障がい】

(特性)

外見から分かりにくく、周りから理解されにくいため、心理的ストレスを受けやすい状態にあります。

障がいのある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し疲れやすく、重い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

(配慮の例)

障がいの種類や程度は様々です。外見では分かりにくく、周りから理解されず苦しんでいる障がいのある方がいることを知しましょう。

車内等で携帯電話を使用する時は、内部障がいのある方にとって命に関わるものであることから、決められたルールやマナーを守った行動をしましょう。

## 【重症心身障がい】

(特性)

重度の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している最も重い障がいです。自分で日常生活を送ることは困難であり、自宅で介護を受けたり、専門施設等に入所したりして生活をしています。

はいりよ れい  
(配慮の例)

くるま いすやストレッチャーでの移動時に人手がいりそうなどときには、介護して  
いる方に声をかけてみましょう。

ち てきしょう  
【知的障がい】

とくせい  
(特性)

はったつき なん げんいん ち てき のうりよく ねんれいそうおう はったつ じょうたい  
発達期に何らかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であ  
ること及び社会生活への適応に困難があることをいいます。

「ことばを使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」などに少し時間が  
かかります。また、仕事の手順をすぐ覚えることや、人とのやり取りに素早く  
対応することが困難な場合があります。

はいりよ れい  
(配慮の例)

コミュニケーションがうまく取れないときは、内容が理解できるようにゆっ  
くり簡単な言葉で話しかけましょう。

じょうきょう へんか じゅうなん たいおう こうどう お と き お つ ば  
状況の変化に柔軟に対応できず、パニック行動が起こる時は、落ち着ける場  
所に誘導しましょう。

## 【発達障がい】

とくせい  
(特性)

よういくかんきょう ではなく 脳の機能障がいによるもので、どんな能力に障がいがあるか、また、どのくらいの程度なのかは人によって様々です。周りから見て理解されにくい障がいです。

はいりょ れい  
(配慮の例)

「なぜできないのか」でなく、どうするとよいか抽象的な表現を極力減らし、短い文で順を追って具体的に伝えましょう。

「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手です。言葉だけでなく、絵や写真も使って事前に見通しを示しましょう。

## 【精神障がい】

とくせい  
(特性)

とうごうしつちようしやう きぶんしやう びやう せいしんしつかん げんかく もうそう  
統合失調症や気分障がい(そううつ病)などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。

はいりょ れい  
(配慮の例)

むり な はげ ほんにん か じやう  
無理な励ましは、本人の過剰なストレスとなることがあります。じっくりと時間をかけて話すなど、本人のペースに合わせた働きかけが必要です。

## 【依存症】

(特性)

依存症とは、快楽を得るために、依存している物質（アルコールや薬物など）

や行為をやめようと思ってもやめられない状態をいいます。

(配慮の例)

依存症は、個人の意志の強さや道徳観によるものではなく、精神的身体的に

健康を害している病気であることを理解し、本人が継続して治療を受けるこ

とができるよう、声かけや見守りが必要です。

## 【てんかん】

(特性)

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作がくり返し起き

る病気です。身体の一部あるいは全身が痙攣したり、意識だけが失われるな

ど症状は様々です。

(配慮の例)

「てんかん」について正しい理解をしたうえで、日常生活を通じて、どのよ

うな配慮が必要かについて、普段から本人と話し合っておくことが大切です。

## 【高次脳機能障がい】

### (特性)

交通事故などの頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、病気により脳が損傷を受けることによって、「言語」「思考」「記憶」「注意」などの様々な脳機能の一部に障がいが起きることがあり、これが高次脳機能障がいです。

外見からは分かりにくいいため、周囲の人が理解することが難しく、また、本人自身も自分の障がいを十分に認識できないことがあります。

### (配慮の例)

情報はメモを書いて渡すなど、ゆっくり、分かりやすく、具体的に話して伝えましょう。

疲労やいらいらする様子が見られたら一休みして気分転換を促すようにしましょう。